

2019年10月21日 施行

2020年4月1日 改定

2020年8月1日 改定

競争的資金等取扱基準

第1条（目的）

本基準は、株式会社ノーザンシステムサービス（以下「会社」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定める。

第2条（適用範囲）

競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この基準によるものとする。

第3条（定義）

この基準において「競争的資金等」とは、国又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された他機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により受け入れた資金をいう。

第4条（責任と権限）

会社の競争的資金等を適正に運営並びに管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、会社全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、社長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究開発部長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の管理の下、競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、業務管理部長及びシステム事業部長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第5条（不正防止計画）

最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

第6条（不正防止計画推進体制）

1. 会社の競争的資金等を適正に運営及び管理し、統括管理責任者の下に不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 研究開発部長
 - (2) 業務管理部長
 - (3) システム事業部長
 - (4) 最高管理責任者が指名する社員
3. 委員会の委員長は、統括管理責任者が務めるものとする。
4. 委員会は、不正防止計画の推進のため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 関係部門と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) 行動規範の策定等に関すること。
 - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

第7条（事務手続きに関する相談窓口の設置）

1. 会社における競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため事務手続き相談窓口を置く。
2. 事務手続き相談窓口は、業務管理部に設置する。
3. 事務手続き相談窓口は、会社における競争的資金等にかかる事務処理手続きに関する会社内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、会社における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

設置場所：〒020-0866 岩手県盛岡市本宮4-3-5

株式会社ノーザンシステムサービス 業務管理部

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

電話番号：019-631-1781

e-mail : sodan@nssv.co.jp

第8条（研究不正に関する相談・告発等窓口の設置）

1. 会社における研究活動等の不正に関する会社内外からの相談・告発等の通報を受ける通報窓口を置く。
2. 通報窓口は、業務管理部に設置する。
3. 不正に係る情報を受けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

設置場所：〒020-0866 岩手県盛岡市本宮4-3-5

株式会社ノーザンシステムサービス 業務管理部

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

電話番号：019-631-1781

e-mail : sodan@nssv.co.jp

第9条（内部監査）

1. 最高管理責任者は、不正の発生を最小限に抑えるために公的研究費等内部監査委員会に内部監査を実施させる。
2. 内部監査について必要な事項は、別に定める。

第10条（不正等の調査）

1. 最高管理責任者は前条による監査で不正の疑い又は第8条による通報があった場合、事実の認定を行うために調査委員会に諮るものとする。
2. 調査委員会については、研究活動における不正行為の防止等に関する基準に定める。

第11条（コンプライアンス教育）

最高管理責任者はコンプライアンス推進責任者と連携し、競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての社員に、公正で効率的な研究遂行のための意識の向上と研究倫理に関する知識の定着と更新を図るため、コンプライアンス教育を実施する。

第12条（情報公開）

競争的資金等の不正防止への取り組みに関して会社内外へ公表する。

第13条（補足）

この基準に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1. この基準は2019年10月1日から実施する。
2. この基準は2020年4月1日から改定する。
|
3. この基準は2020年8月1日から改定する。